

令和7年度 GX推進再エネ導入支援事業（GX対応力育成支援事業）業務委託
プロポーザル実施要領

はじめに

鹿児島県（以下「本県」という。）では、令和7年度GX推進再エネ導入支援事業（GX対応力育成支援事業）業務委託（以下「本業務」という。）の実施にあたり、民間の保有する知識と経験、技術力により、効率的かつ的確な実態調査を行い、実効的な事業展開策を検討するため、本業務において最も適した委託予定事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」を採用する。

1 実施要領の定義

本実施要領（以下「本要領」という。）は、本業務を実施する委託予定事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、本プロポーザルへの参加要件のほか、技術提案に係る審査・評価方法などの諸条件及び手続き等を定めるものである。

2 業務の名称

令和7年度GX推進再エネ導入支援事業（GX対応力育成支援事業）業務委託

3 業務の目的

国が掲げている産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXは本県の事業者にも大きな影響を及ぼすと考えられ、今後GXに対応できるように、徹底した省エネや再エネへの転換を前提とした設備投資を進める必要がある。

一方で、県内事業者が脱炭素に向けた省エネ化・再エネ導入等を促進していくためには、脱炭素化に向けた取組や経営に与える効果についての分析・理解を深め、GXへの対応力の必要性を学ぶ機会を創出する必要がある。

そこで、県内企業の経営者を対象にGXに関する講演会や勉強会を開催し、GXに関する理解を深め、GXによる変化にいち早く対応できるよう、CO₂削減のための省エネ・再エネ発電設備等の導入促進を促す。

4 業務の内容

（1）委託業務の内容

仕様書のとおり

（2）履行期限

令和8年2月27日（金）

（3）契約金額

契約金額は、応募者からの提案価格により決定するものとし、上限提案価格は、消費税及び地方消費税を含め6,097,000円とする。なお、提案価格が上限を超える場合は、失格とする。

5 応募参加資格

このプロポーザルに応募できる者は、本県が求める業務を履行することができる企画力、技術的能力及び実績を有し、次の要件すべてを満たしている者とする。

（1）平成27年4月1日以降参加表明書類提出時点までに、国又は地方自治体が実施する同種の業務を元請けとして発注し、適切に業務を履行した実績を有する者であること。

同種業務：GX、脱炭素、省エネ、再エネ導入等に関するシンポジウム・講演会・ワークショップ

ップ等の開催

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する要件に該当しないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、銀行取引停止処分がなされている者。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。
- (4) 現に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 15 年 3 月 28 日告示第 416 号）に基づく鹿児島県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 23 年 9 月 27 日制定）第 3 条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。
- (6) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当で無いと判断するものを除く。

6 スケジュール

項 目	日 程
① 公告（実施要領等の公表）	令和 7 年 4 月 18 日（金）～令和 7 年 5 月 19 日（月）
② 質問の受付	令和 7 年 4 月 18 日（金）～令和 7 年 4 月 25 日（金）
③ 応募書類の受付	
※ 参加表明書類の受付	令和 7 年 4 月 18 日（金）～令和 7 年 5 月 2 日（金）
※ 企画提案書類の受付	令和 7 年 4 月 18 日（金）～令和 7 年 5 月 19 日（月）
④ 応募書類の内容確認・審査	令和 7 年 6 月上旬頃（予定）
⑤ 最優秀提案者の決定	令和 7 年 6 月上～中旬頃（予定）

※ 書類の提出はすべて、午後 5 時 15 分必着とする。

※ 応募書類のうち、参加資格審査に係る参加表明書類は、令和 7 年 5 月 2 日（金）午後 5 時 15 分が提出期限となるため留意すること。

7 応募に必要な資料

(1) 応募資料の交付

応募資料については、次のとおり交付する。

① 交付期間	令和 7 年 4 月 18 日（金）～令和 7 年 5 月 19 日（月） （土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）
② 交付場所	鹿児島県商工労働水産部エネルギー対策課 エネルギー高度化係（県庁 10 階） 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 電 話：099-286-2417（直通） F A X：099-286-5686 E-mail： ene-koudo@pref.kagoshima.lg.jp

③ 交付資料	ア 令和7年度GX推進再エネ導入支援事業（GX対応力育成支援事業） 業務委託プロポーザル実施要領 イ 令和7年度GX推進再エネ導入支援事業（GX対応力育成支援事業） 業務委託仕様書
④ 交付方法	上記の場所での手交又は鹿児島県のホームページに掲載しているデータのダウンロードのいずれかの方法による。 (URL : https://www.pref.kagoshima.jp/ac10/gx/puopopo.html)

(2) 参加表明書類の提出

企画提案に参加する者は、次により事前に参加表明書類を提出するものとする。

① 提出期限	令和7年5月2日（金）午後5時15分（必着）
② 提出方法	持参，郵送又は電子メール ただし，郵送は簡易書留等配達記録が可能な手段のみとし，電子メールで提出した場合は，送信後，電話により着信の確認を行うものとする。
③ 提出先	鹿児島県商工労働水産部エネルギー対策課 エネルギー高度化係（県庁10階） 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 電 話：099-286-2417（直通） F A X：099-286-5686 E-mail：ene-koudo@pref.kagoshima.lg.jp
④ 提出書類	ア 参加表明書（別紙様式2） イ 参加資格確認申請書（別紙様式3） ウ 業務実績調書（別紙様式4）
⑤ 提出部数	1部

(3) 企画提案書類の提出

企画提案に参加する者は、次により提案審査書類を提出するものとする。

① 提出期限	令和7年5月19日（月）午後5時15分（必着）
② 提出方法	持参もしくは郵送 ただし，郵送は簡易書留等配達記録が可能な手段のみとする。
③ 提出先	鹿児島県商工労働水産部エネルギー対策課 エネルギー高度化係（県庁10階） 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 電 話：099-286-2417（直通） F A X：099-286-5686 E-mail：ene-koudo@pref.kagoshima.lg.jp
④ 提出書類	ア 企画提案書（別紙様式5） イ 法人等調書（別紙様式6） ウ 企画提案書（様式任意） 事業実施計画（スケジュール，講演会・ワークショップの概要等）を示すこと。企画書の企画はA4版又はA3版の折込みとする。 エ 実施体制（様式任意） 当業務を実施するに当たっての人的体制（責任者及び担当者の氏名，役職，経験年数，業務分担内容等）を示すこと。 オ 経費積算書（様式任意） 経費の総額及び内訳がわかるものとする。
⑤ 提出部数	各7部（うち6部は写し可）

(4) その他

- ア 提出された応募書類について、県から内容に関する質問及び補正を命じることがある。
- イ 提出後における企画提案書類の撤回、内容の修正又は再提出は認めない。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。

8 質問及び回答

本業務に関する質問については、原則として「令和7年度GX推進再エネ導入支援事業（GX対応力育成支援事業）業務委託プロポーザルに係る質問書」（別紙様式1）を提出するものとする。なお、電話や口頭での質問は受付けない。

(1) 提出先等

- ア 提出期限 令和7年4月25日（金）午後5時15分必着
- イ 提出先 鹿児島県商工労働水産部エネルギー対策課
エネルギー高度化（県庁10階）
電 話：099-286-2417（直通） F A X：099-286-5686
E-mail：ene-koudo@pref.kagoshima.lg.jp
- ウ 提出方法 ファクシミリ又は電子メール
(ファクシミリ、電子メール送信後、電話により着信の確認を行うこと。)

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、質問者の事業者名は公表しない。

- ア 回答方法 鹿児島県のホームページ
(URL：<https://www.pref.kagoshima.jp/ac10/gx/puopo.html>)
に随時掲載する。
- イ そ の 他 提出期限までに到着しなかった質問書については、原則として回答しない。

9 委託予定事業者の選定

(1) 選定方法

委託予定事業者は、令和7年度GX推進再エネ導入支援事業（GX対応力育成支援事業）業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定する。

提出された企画提案書類について、必要に応じて書面等による質疑やプレゼンテーションを求めることがある。プレゼンテーションを求める場合は、その日時及び場所を別途応募者に連絡する。

なお、参加事業者が1者の場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(2) 審査基準

提出書類等の内容を基に、選定委員会が別表1により審査し、本業務委託契約の委託予定業者を選定する。

10 委託予定事業者の選定結果の通知

- (1) 審査の結果、上限提案価格（6,097,000円（税込））の範囲内で、総合評価点が最も高い業者を

委託予定事業者として選定する。

(2) 選定結果は次のとおり通知する。

① 日時	令和7年6月上～中旬頃（予定）
② 方法	すべての応募者に文書により通知する。

11 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、又は公募の執行を延期し、又は取りやめることができる。

12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の提出は1者1案とする。
- (3) 仕様書の内容以外に、契約上限額を超えない範囲で、本業務の目的を達成するために有益と思われる事項があれば追加提案すること。なお、追加提案である旨が分かるように作成すること。
- (4) 費用見積書の作成に当たっては、仕様書及び企画提案書等に記載した内容を踏まえて、業務を実施するために必要な全ての費用を算出すること。
- (5) 提出された企画提案書類は、本件業務における委託予定事業者の選定以外の目的で使用しない。
- (6) プロポーザルに係る一切の費用については、応募者の負担とする。なお、提出された応募書類は返却しない。
- (7) 応募書類の提出期限以降の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (8) 本件業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (9) 採用された企画提案書の使用权は県に帰属する。
- (10) 受託者決定後は、県と十分に協議しながら事業内容を決定することとし、企画の一部を修正又は変更する場合がある。
- (11) 企画提案書類の提出以降、契約締結までの間にこの手続に参加した者が鹿児島県の定める物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年3月28日告示第416号）に基づく指名停止措置を受けた場合は、契約の締結をしないことがある。この場合において、鹿児島県は一切の損害賠償を負わない。
- (12) 委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (13) 選定の過程や審査結果については、鹿児島県情報公開条例（平成12年条例第113号）に基づき対応する。

13 応募先及び問い合わせ先

- (1) 名称 鹿児島県商工労働水産部エネルギー対策課 エネルギー高度化係
- (2) 所在地 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

(3) 連絡先 電 話 : 099-286-2417 (直通) F A X : 099-286-5686
(土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)
E-mail : ene-koudo@pref.kagoshima.lg.jp

別表 1（企画提案書審査基準）

評価項目	評価基準内容等	配点
事業の内容、目的に沿った企画案であること	企画内容が事業目的及び趣旨に沿って組み立てられているか	10点
	講演会の提案は県内企業の経営者が GX に対する理解を深めることにつながる内容となっているか	20点
	ワークショップの提案は県内企業が GX に向けた省エネ・再エネ導入の取組を促進することにつながる内容となっているか	20点
	事業全体を通じて、県内企業における GX の取組が促進される内容となっているか	20点
実施体制などを含めて、事業遂行が確実なものであること	企画内容、スケジュール等からみて適切な実施が可能か	10点
	人的体制等の実施体制は、企画内容の遂行に十分なものであるか	10点
必要経費などが適切に計上されていること	各経費の内容は、使途が明確で事業内容に対して適切であるか	5点
総合的な評価	企画全体を通じた総合的な評価	5点
合計		100点